

障害福祉サービス等により事故等が発生した場合の御所市への報告取扱要領

1 事故報告の対象となる事業者及び障害福祉サービス等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、地域生活支援事業者、地域活動支援センターの設置者及び福祉ホームの設置者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者が行う障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援に係るサービスとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の（１）の場合、市へ報告を行う。

（１）事故の種類

ア 利用者の死亡

（ア） サービスの提供により利用者が死亡した場合

（イ） 利用者の死亡原因に疑義がある場合

イ 利用者の怪我等

怪我等とは、サービスの提供により発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう（ただし、軽微な治療で済むため、管理者が報告の必要を認めないものは除く。）。

ウ 利用者の保有する財物の損壊、滅失

エ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの

オ 利用者の感染症又は食中毒

感染症又は食中毒とは、発生を予防し、蔓延の防止を図る必要のある感染症、結核、疥癬、食中毒をいう。

① 報告を行う感染症の範囲は、原則として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める１類～５類の感染症のうち、人への感染の危険性が高い１類～３類感染症の他、レジオネラ症、インフルエンザ、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、その他集団発生が想定されるものとする。

なお、疥癬やインフルエンザ等が、集団生活を行わない訪問系サービス利用者個人に発生した場合にまで報告を求めるものではない。

また、職員が感染症に罹患した場合にあつては、利用者への感染のおそれが危惧される事案については、報告を行うものとする。

② 報告を行う食中毒の範囲は、原則として、施設及び通所系サービス事業所において、食事の提供を行った場合とする。配食サービスについても、事業所の責任において利用者に食事の提供を行った場合は、同様とする。訪問系サービスについては、例えば、居宅介護により食事の準備を行った場合等において、食中毒の発生が介護員に起因する可能性のある場合等に、報告を行うものとする。

カ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

（２）事故の原因

事業者の過失の有無を問わない（利用者の自己過失及び第三者過失によるケガであっても、該当する場合は報告する）。

（３）事故発生の時間帯

ア サービス提供中の事故

イ 利用者が障害者施設又は事業所内に所在中の事故

ウ 送迎中の事故

エ 通院付添い中の事故

3 報告事項

感染症又は食中毒以外	感染症又は食中毒
(1) 報告年月日 (2) 事業所の概要 ア 法人の名称 イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号 ウ 報告者の職名及び氏名 (3) 利用者の概要 ア 氏名、性別、年齢、住所及び連絡先(電話番号) イ 受給者証番号、障害支援区分、障害者手帳等級及び特記事項 (4) 事故の概要 ア 事故が発生した日時及び場所 イ 事故の種別 ウ 事故発生の経緯 エ 事故後の対応 (5) 利用者及び家族への対応等 ア 利用者の状況 イ 利用者・家族等に対する連絡・説明 ウ 損害賠償等の状況 (6) 事故の原因及び今後の改善策	(1) 報告年月日 (2) 事業所の概要 ア 法人の名称 イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号 ウ 報告者の職名及び氏名 (3) 発生時の状況 ア 疾患名 イ 発症者数 ウ 最初に患者が発生した日 エ 主な症状 オ 保健所への報告状況 (4) 終息の状況 ア 新たな患者が出現しなくなった日 イ 発症者数(実数) ウ 死亡者の有無、氏名等 エ 今後の改善策 オ 保健所への報告状況

4 報告の手順

- (1) 事故後、事業者は、速やかに市へFAXで報告する(第一報)
 - ① 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市の受付者の名前を確認する。また、FAXの場合でも市へ到着したかどうかを確認する。
 なお、FAXの報告書には個人情報に該当する部分(「対象者の受給者証番号・氏名・障害種別・障害支援区分」の欄など)を伏せて送付し、着信確認時に個人情報部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意する。
 - ② 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。
 例えば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌日早朝に報告を行ったり、金曜日夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にFAXを入れておき、月曜日早朝に電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。
- (2) 事故処理の経過についても、FAXで適宜報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(6の「事故報告書」又は「事故報告書(感染症又は食中毒)」以下「報告書等」という。)を用いて、文書で報告する。
 なお、FAXに使う書式は、第一報の時点から、「報告書等」を用いてもよく、(1)(2)(3)の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形でもよい。
 市は、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。
- (4) 各事業者は、市、利用者(家族を含む。以下同じ。)及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、「報告書等」の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

5 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき、「報告書等」を作成し、市に提出すること。
- (2) 提出後の「報告書等」が個人情報以外を事件事例として奈良県等に報告される場合があること。
- (3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容(例：事業者名等)が公開される場合があること。

6 報告の書式

- (1) 報告は、別記「事故報告書」によること。感染症又は食中毒が発生した場合は、「事故報告書（感染症又は食中毒）」によること。
- (2) 感染症又は食中毒が発生した時は、原則として、発生時及び終息時（保健所から終息したと認められた時）の二回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。
また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

7 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合4・5の手順により、報告する。

- (1) 利用者の支給決定等の実施主体の市町村
利用者が市内の利用者である場合は、御所市福祉課に報告すること。
利用者が市外の利用者である場合は、当該自治体に対し、当該自治体が定めるところにより報告すること。ただし、指定管理その他市委託事業における事故の場合は、個人情報を除き市にも報告すること。
- (2) 事業所・施設が所在する市町村
- (3) 感染症又は食中毒が発生した場合は、御所市福祉課に報告するとともに、事業所が所在する行政区の保健所に報告すること。
- (4) (1)～(3)のほか、利用者の家族等に対し、速やかに連絡すること。

8 御所市の対応

- (1) 報告を受けた福祉課は、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じ障害福祉サービス等事業者に対し助言を行う。
 - ① 事故への対応が終了していないか、または明らかに不足している場合は、苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う。
(例) 「今後の対応は未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。また、「利用者がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。
 - ② 事故後の利用者の状況を確認のうえ、当該事業所の利用を継続するか、他の事業所に切り替える等について相談支援事業所と連携し、相談対応、調整を行う。
 - ③ 御所市指定事業者による指定基準違反の恐れがあると判断される場合は、必要に応じて実地指導等を行う。
- (2) 県・社協等における対応が必要と判断された場合の連絡調整等。
 - ① 事業者等への対応過程において、指定基準違反の恐れがある場合や後日トラブルが発生する可能性がある場合等重要と思われる事故等について、県に報告するとともに特別な指導が必要な場合には県と連携をとり指導をする。
 - ② 利用者・家族からの事業者の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業者に事実確認を行うとともに、利用者家族に対し、必要に応じて、県社会福祉協議会の県福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度等を紹介し、併せて同委員会等との連絡調整を行う。

9 その他

- (1) 事故の報告を行った事業所について、市において事業所名等を公表することはないが、「御所市情報公開条例」等に定めるところにより行政文書の公開の請求があった場合は、個人のプライバシーに関する情報等、同条例等により非公開とされる情報を除き、請求者に対して「報告書等」を公開する。
- (2) 警察への連絡
交通事故があった場合は道路交通法に基づき警察に報告すること。
交通事故以外の事案で利用者の死亡又は治療に要する期間が30日以上の中傷事故があった場合は、事故の発生について警察に連絡することが望ましい。
- (3) 製品の製造・輸入・販売を行っている事業者（以下「メーカー」という。）への連絡
消費生活用製品安全法に規定する一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの（①死亡事故、②重症病事故（治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病）、③後遺障害事故、④一酸化炭素中毒事故）の場合及び消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生

ずる恐れのあるもの（①火災（消防が確認したもの））の場合は、メーカーに連絡することが望ましい。

10 実施日

平成28年4月1日以降の事故については、本要領に基づき処理すること。